医療局職員奨学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

医療局職員奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

医療局職員奨学資金貸付条例(昭和40年岩手県条例第40号)の一部を次のように改正する。

	A 1-1
医療局職員奨学資金貸付	条例

(目的)

という。) の業務に従事しようとする者に対して医療局職員奨学資金(以下 「奨学資金」という。)を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易 にし、県立病院等の職員の充実を図ることを目的とする。

改正前

(貸付け)

- うとするものの申請により、その者に貸し付ける。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」 という。)の医学部若しくは歯学部の専門の課程又はこれに進学するため の課程の学生(以下「大学の医学部又は歯学部の学生」という。)
 - (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床 研修(以下「臨床研修」という。)を行っている者
 - (3) 医師の免許を有し、又は大学の医学部若しくは歯学部を卒業した後、 大学の研究室その他の医学に関する研究機関(以下「医育機関」という。) において研究をしている者
 - (4) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する助産師、 看護師又は准看護師の養成のための学校又は養成所(以下「看護学校等」

改正後

医療局医師奨学資金貸付条例

(目的)

- 第1条 この条例は、将来県立の病院及び病院附属診療所(以下「県立病院等」第1条 この条例は、将来県立の病院及び病院附属診療所(以下「県立病院等」 という。) において医師の業務に従事しようとする者に対して医療局医師奨 学資金(以下「奨学資金」という。)を貸し付けることにより、これらの者 の修学を容易にし、県立病院等の医師の充実を図ることを目的とする。 (貸付け)
- 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる者で将来県立病院等の業務に従事しよ 第2条 奨学資金は、次の各号のいずれかに該当する者で将来県立病院等にお いて医師の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、医療局 長(以下「局長」という。)が選考により貸し付ける。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」 という。)の医学部の専門の課程又はこれに進学するための課程の学生(以 下「大学の医学部の学生」という。)
 - (2) 学校教育法に規定する大学院の医学を履修する課程に在学する者の うち医師の免許を有する者(以下「大学院の医学課程に在学する者」とい う。)

という。) の学生又は生徒

(保証人)

- 第3条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、医療局長(以下「局長」と│第3条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、局長の定めるところによ いう。)の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。
- 2 「略]

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、月額200,000円の範囲内で局長が定める額と する。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この額を超える額 とすることができる。

(貸付方法)

- それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものと する。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸付 けをすることができる。
 - (1) 大学の医学部又は歯学部の学生であるとき。 大学を卒業する日
 - (2) 臨床研修を行っている者であるとき。 臨床研修を終了する日
 - (3) 看護学校等の学生又は生徒であるとき。 看護学校を卒業する日
 - (4) 医育機関において研究をしている者であるとき。 当該研究を終了し た日

(貸付けの廃止)

- 第6条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の 第6条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の 貸付けを廃止するものとする。
 - (1) 退学し、退所し、又は臨床研修をやめたとき。
 - $(2)\sim(6)$ 「略]

(返環)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けが開始された | 第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により

(保証人)

り、保証人2人を立てなければならない。

2 「略]

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、月額300,000円の範囲内で局長が定める額と する。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この額を超える額 とすることができる。

(貸付方法)

- 第5条 奨学資金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、|第5条 奨学資金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものと する。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸付 けをすることができる。
 - (1) 大学の医学部の学生であるとき。 大学を卒業する日
 - (2) 大学院の医学課程に在学する者であるとき。 当該課程を修了する日

(貸付けの廃止)

- 貸付けを廃止するものとする。
- (1) 退学したとき。
- $(2)\sim(6)$ 「略]

(返環)

月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する金銭(貸付けが開始 | 貸付けを受けた奨学資金の総額(以下「貸付額」という。)に貸付けが開始

された月において医師又は助産師、看護師若しくは准看護師(以下「医師等」 という。) の免許を有しない者のうち、医師等の免許を受けた者にあっては 当該月分から医師等の免許を受けた日の属する月分までの金額に係るもの、 医師等の免許を受けない者にあっては当該月分から返還すべき日の属する月 分までの金額に係るものを除く。)を返還の債務に合算した額を即時返還し なければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めたときは、当該 利息に相当する金額の全部又は一部を免除し、又は分割返還をさせることが できる。

- (1)・(2) 「略]
- (3) 県立病院等を退職したとき。

ったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還 すべき額につき年12パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなけれ ばならない。

(返還の免除)

- うち当該各号に定める返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以 下同じ。)を免除することができる。
 - (1) 県立病院等に通算して、医師にあっては奨学資金の貸付けを受けた期 間(以下この号において「貸付期間」という。)に相当する期間(この期 間が1年に満たないときは、1年とする。)、医師以外の者にあっては貸 付期間の2分の3に相当する期間(この期間が1年に満たないときは、1

された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額(貸付けが 開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた 者にあっては当該月分から医師の免許を受けた日の属する月分までの金額に 係るもの、医師の免許を受けない者にあっては当該月分から当該各号に掲げ る事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。以下「利息相 当額」という。)を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局 長が特別の事情があると認めたときは、分割返還をさせることができる。

(1)・(2) 「略]

- (3) 県立病院等を退職したとき(局長の承認を得て引き続いて市町村の開 設する病院又は診療所の医師の業務に従事する場合における当該病院又 は診療所(以下「市町村立病院等」という。)の医師の業務に従事するた め退職した場合を除く。)。
- (4) 市町村立病院等を退職後、引き続いて県立病院等の医師の業務に従事 しなかったとき。
- 2 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までに返還しなか 2 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までに返還しなか ったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還 すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなけ ればならない。

(返還等の免除)

- 第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の | 第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に 定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務(履行期が到来してい ないものに限る。以下同じ。)を免除することができる。
 - (1) 県立病院等又は市町村立病院等に通算して奨学資金の貸付けを受け た期間に相当する期間(この期間が1年に満たないときは、1年とする。) 在職したとき(局長が特に指定する県立病院等のいずれかに初めて1年以 上継続して在職した場合及び局長が特に指定する診療科の業務に1年以

年とする。) 在職したとき(局長が特に指定する県立病院等に在職した期 間については、当該在職期間に、医師にあっては2を、医師以外の者にあ っては1.5を乗じて得た期間在職したものとして算定する。)。 返還の 債務の額の全部

- (2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等に通算して1年以上在職した とき。 返還の債務の額の一部
- (3) 県立病院等に在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため 退職したとき。 返還の債務の額の全部又は一部
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により第8条第1項第2号 又は第3号に該当するとき。 返還の債務の額の一部
- (5) 前各号に規定するもののほか、奨学資金を返還し難い特別の事情があ ると認めるとき。 返還の債務の額の全部又は一部 (返還の猶予)
- 掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することが できる。
 - (1) 県立病院等の職員として在職するとき。
 - (2) 大学の医学部の学生が大学を卒業後、臨床研修し、又は医育機関にお いて研究するとき。
 - (3) 看護師の養成のための看護学校等の学生が看護学校等を卒業後、助産 師養成のための看護学校等において修学するとき。
 - (4) 看護師又は准看護師として県立病院等に勤務した者が、助産師又は看 護師養成のための看護学校等において修学するとき。

上継続して従事した場合は、局長が別に定める期間を加えて得た期間在職 したものとして算定する。)。 貸付額及び利息相当額の全部

- (2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等又は市町村立病院等に通算し て1年以上在職したとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (3) 県立病院等又は市町村立病院等に在職中に死亡し、又は公務に起因す る心身の故障のため退職したとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号か ら第4号までのいずれかに該当するとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。 貸 付額及び利息相当額の全部又は一部

(返還等の猶予)

- 第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に 第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に 掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務 の履行を猶予することができる。ただし、第2号の場合にあっては、局長が 特別の事情があると認めた場合を除き、通算して6年を限度とする。
 - (1) 県立病院等又は市町村立病院等において医師の業務に従事している とき。
 - (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研 修を行い、又は大学の医学部の学生が大学を卒業後、大学の研究室その他 の医学に関する研究機関において研究するとき。

<u>(5)</u> [略] <u>(3)</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の医療局医師奨学資金貸付条例(以下「改正後の条例」という。)第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の医療局職員奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第10条ただし書の規定は、施行日以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用する。